

# 財団法人青森県教職員互助会寄附行為

昭和61年11月1日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人青森県教職員互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を、青森県青森市新町2丁目3番1号青森県教育庁職員福利課内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青森県民の自発的な教育・文化の活動を支援するとともに、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図り、もって青森県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育・文化の向上に関する事業
- (2) 教職員等の福利厚生に関する事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。  
（資産の管理）

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券等に換えて保管しなければならない。  
（経費の支弁）

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度以前に理事長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、第1項の事業計画、又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。  
（事業報告、決算及び財産目録）

第11条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員、評議員及び職員

（役員の種類及び選任）

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 23人（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）

(2) 監事 3人

2 理事長は、青森県教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

3 副理事長は、青森県教育庁職員福利課担当の教育次長の職にある者をもって充てる。

4 常務理事は、青森県教育庁職員福利課長の職にある者をもって充てる。

5 その他の理事及び監事は、財団法人青森県教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）で定める選出方法で選出された者を理事長が委嘱する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員(理事長、副理事長、常務理事を除く。)の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、その任務のために要した費用について、実費弁償を受けることができる。

(評議員の選任)

第17条 この法人に評議員を置く。

2 評議員の定数は、37人とする。

3 評議員は、運営規則で定める選出方法で選出された者を理事長が委嘱する。

(評議員の職務)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬)

第20条 評議員は、無報酬とする。ただし、その任務のために要した費用について、実費弁償を受けることができる。

(事務局及び職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局及び職員に関する事項は、運営規則で定める。

## 第4章 会員

(会員)

第22条 この法人に会員を置く。

2 会員の資格その他会員に関し必要な事項は、運営規則で定める。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

( 会議の構成 )

第 2 4 条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

( 理事会の権能 )

第 2 5 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決し、執行する。

- (1) 寄附行為に基づく運営規則の制定及び改廃
- (2) 重要な財産の取得及び処分、若しくは重大な義務の負担
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

( 評議員会の権能 )

第 2 6 条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 重要な財産の取得及び処分、若しくは重大な義務の負担
- (4) 寄附行為に基づく運営規則の制定及び改廃
- (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

( 会議の招集 )

第 2 7 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき又は、理事の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

2 評議員会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき又は評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに評議員会を招集しなければならない。

( 会議の議長 )

第 2 8 条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出する。

( 会議の定足数 )

第 2 9 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

( 会議の議決 )

第 3 0 条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 会議における書面表決等 )

第 3 1 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は、評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

( 専決処分 )

第 3 2 条 理事長は、理事会において議決すべき事項で、緊急を要し、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、これを専決処分することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会に

においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、議長及び出席した理事又は評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ教育委員会の許可があったときは解散する。

2 解散の時に存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、教育委員会の許可を得て、青森県又はこの法人に類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 補則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て規則で定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項から第5項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第17条第3項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項及び第26条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 5 この法人の設立の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から、昭和62年3月31日までとする。

- 6 この法人は、昭和39年4月1日に設立された青森県教職員互助会の有する権利、義務一切を継承する。
- 7 この法人設立の際、現に青森県教職員互助会の会員である者については、引き続きこの法人の会員になるものとする。
- 8 この法人設立の際、現に青森県教職員互助会の職員である者については、引き続きこの法人の職員になるものとする。

附 則

この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。